

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答

提案事項		海外の証券会社による公募増資に係る海外募集のための株式取得及びブロック取引のための取得の対内直接投資等からの除外
提案の 具体的内容等		<p><b>【要望の具体的内容】</b>            ①海外募集の公募増資案件において海外の証券会社が引受けて海外投資家に販売する場合における、海外の引受証券会社による株式の取得及び②海外の証券会社によるブロック取引のための一時的な取得が対内直接投資等に該当しないこととして頂きたい。</p> <p><b>【要望理由】</b>            海外の引受証券会社による公募増資に係る株式の取得は、海外投資家に販売するための一時的な取得に過ぎず、実質的な対内直接投資とは異なるため、一定の日数を超えて保有するような場合以外には、対内直接投資等に該当しないこととすることも可能と考えられる。また、大量保有報告制度(金融商品取引法第27条の23)においても引受けによる保有が除外(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第4条第2号)されていること、上場会社等の役員等による売買等の報告(金融商品取引法第163条)においても同様に除外(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第24条第2号)されていることに鑑みても、平仄が合うものとする。また、海外の証券会社によるブロック取引のための一時的な取得も、実質的な対内直接投資等とは異なるために適用除外とすることによって事務手続きの軽減が図られることとなる。</p>
提案主体		日本証券業協会、証券評議会
所管官庁		財務省、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
所管省庁の 検討結果	制度の現状	外国為替及び外国貿易法では、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す」、又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」可能性がある業種(武器、航空機等製造業、農林水産業、電気・ガス・熱供給・水道業等)を指定し、外国投資家はその指定された業種に対して対内直接投資等を行う場合には、事前届出の義務を課しています。
	措置の分類	対応不可
	該当法令等	外国為替及び外国貿易法第27条
	措置の概要 (対応策)	<p>外為法は、対外取引の原則自由という基本的な考えに立ちつつ、経済協力開発機構(OECD)の資本移動自由化コード等の国際的な投資ルール の範囲内で、国の安全等の理由から、一部業種に限定して、対内直接投資等に対する規制(審査付事前届出制度)を導入しています。</p> <p>具体的には、「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す」、又は「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす」との可能性がある業種を指定し、外国投資家はその指定された業種に対して対内直接投資等を行う場合には事前審査を行っており、同審査に基づき、外国投資家による投資が我が国の「国の安全等」を脅かす可能性がある場合には、取引の変更・中止命令を行うこととされています。</p> <p>投資が一時的な取得を目的としたものであっても、事前届出の対象業種に対する投資が行われていることに変わりはないことから、その内容について審査を行うことは必要であり、ご提案の取引について対内直接投資等に係る事前届出の対象外とするのは困難であると考えております。</p>